

千葉県保育士等給与改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育士等の確保及び就業継続を図るため、社会福祉法人等が行う保育士等の給与改善に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法人、学校法人及び次の各号に掲げる条件に適合する者をいう。

- (1) 千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」
- (2) 千葉県家庭的保育事業等設置認可等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による家庭的保育事業所等整備に係る設置主体適合条件」
- (3) 千葉県幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園整備に係る設置主体適合条件」

(対象施設等)

第3条 この事業の対象となる施設・学校・事業所は、以下に掲げる施設・学校・事業所のうち、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、処遇改善等加算の認定を受けた社会福祉法人等が設置する施設・学校・事業所（以下「施設等」という。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園
- (4) 告示第1の2に規定する保育所型認定こども園
- (5) 告示第1の3に規定する地方裁量型認定こども園
- (6) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (7) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

- (8) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所
- (9) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(対象職員等)

第4条 この事業の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する次に掲げる職員とする。

- (1) 児童福祉法第18条の4に規定する保育士
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭（同法附則第5条第1項に規定する保育教諭を含む。）
- (3) 幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者（幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、告示「第2 職員配置」の職員に算定される者に限る。）
- (4) 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号。以下「児童福祉条例」という。）附則第3条、千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第47号。以下「家庭的等条例」という。）第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項若しくは第47条第3項又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日 府政共生1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号）の規定により保育士とみなされた保健師、看護師又は准看護師
- (5) 児童福祉条例附則第11条及び第12条、家庭的等条例第7条及び第8条、千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号）附則第8条及び第9条、並びに千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉県条例第21号）附則第5項から第7項までの規定により配置する幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許を有する者及び市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
- (6) 保育士資格を有する園長、校長、管理者、副園長、教頭その他市長が認める者

2 前項に関わらず、次の各号に該当する期間については、補助対象外とする。

- (1) 育児休業中等により、対象職員に1日6時間以上かつ月20日以上の勤務実績がない期間
- (2) 対象職員が勤務する施設に、児童が在籍していない期間

(補助対象経費)

第5条 事業の補助対象となる経費は、前条に規定する職員の給与改善に要する費用とし、

1人当たり月額3万円を上限額とする。なお、給与改善に伴い増加する法定福利費の社会福祉法人等負担分を、経費に含めることができる。

(給与改善の実施方法)

第6条 社会福祉法人等は、次の各号により、給与改善を行わなければならない。

- (1) 給与改善を行う額及び内容等を定める書類を整備し、職員に予め周知すること。
- (2) 月額の給与（本俸又は手当）を改善し、毎月職員へ支給すること。なお、支給する額は、補助対象経費から社会福祉法人等が負担する法定福利費を控除した額を下回ってはならない。
- (3) 当該補助金を賃金台帳等に記載すること。なお、法定福利費の社会福祉法人等負担分を補助対象経費に含めた場合は、当該法定福利費も賃金台帳等に記載すること。

(交付申請)

第7条 社会福祉法人等は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県保育士等給与改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、その決定の内容を千葉県保育士等給与改善事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、社会福祉法人等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、社会福祉法人等に対し、千葉県保育士等給与改善事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を行う場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 社会福祉法人等は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならない。
- (5) 関係法令、規則、及びこの要綱を遵守すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付決定の変更)

第10条 社会福祉法人等は、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉

市保育士等給与改善事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を変更するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、千葉市保育士等給与改善事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、社会福祉法人等に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を変更することが不相当と認めたときは、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等給与改善事業補助金変更交付不承認通知書（様式第6号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 社会福祉法人等は、規則第12条の規定により実績の報告をしようとするときは、千葉市保育士等給与改善事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を調査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等給与改善事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた社会福祉法人等は、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第16条第1項の規定により、千葉市保育士等給与改善事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、第15条の差額請求をするときは、同条の規定による。

（概算払）

第14条 市長は、補助事業の遂行のために必要と認めたときは、事業完了前に概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 社会福祉法人等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉市保育士等給与改善事業補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（差額請求）

第15条 前条の規定により補助金の交付を受け、かつ、第12条の規定による通知を受けた社会福祉法人等は、補助金差額分の交付請求をしようとするときは、規則第16条第1項の規定により、千葉市保育士等給与改善事業補助金差額請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第16条 市長は、社会福祉法人等が次の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 施設等を設置しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、社会福祉法人等に対し、千葉市保育士等給与改善事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、千葉市保育士等給与改善事業補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（帳簿等の整備）

第18条 補助金の交付を受けた社会福祉法人等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（立入検査等）

第19条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、社会福祉法人等に報告させ、又は当該職員にその施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、千葉市保育士等給与改善事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。